

大磯町議会委員会条例の一部を改正する条例

大磯町議会委員会条例（昭和41年大磯町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し及び同条第1項を次のように改める。

（会議の公開）

第15条 委員会の会議は、原則として公開する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年12月14日提出

提出者 大磯町議会運営委員会委員長 坂 田 よう子